

春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける<u>給料月額</u>（<u>以下この項において「改正後給料月額」という。</u>）が同日において受けていた給料月額（平成21年12月1日において、春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第27号）附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た<u>額</u>（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた<u>額</u>）。<u>以下この項において「改正前給料月額」という。</u>）に達しないこととなるもの（医療職給料表（1）の適用を受ける職員その他規則で定める職員を除く。）には、<u>平成27年3月31日までの間、改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が1円以上となる場合に限る。）</u>（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>（1）平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この号及び次号において「差額」という。）から差額の2分の1に相当する額（その額が10,000円を超えるときは、10,000円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>（2）平成25年4月1日以降 差額から10,000円に平成24年4月1日から給料の支給日までの期間に1年を加えた期間の年数（その年数</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける<u>給料月額</u>が同日において受けていた給料月額（平成21年12月1日において、春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第27号）附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た<u>額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。</u>）に達しないこととなるもの（医療職給料表（1）の適用を受ける職員その他規則で定める職員を除く。）には、<u>給料月額のほか、その差額に相当する額</u>（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。</p>

に1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数) を乗じて得た額を減じた額

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。